

障がい児保育及び医療的ケアの実態（所管事務調査）

1 障がい児保育とは

- (1) 市内認可保育園の3歳児以上のクラスにおいて、保育士を加配（原則児童4人に対して保育士1人）して集団保育を行う。
- (2) 該当者は、保育が必要な世帯で、一般的に中軽程度までの障がいがあり、保育園での集団保育が可能な児童が対象。

2 利用状況（平成31年4月1日）

保育園名	3歳	4歳	5歳	合計
上郷	3人	3人	3人	9人
色金	4人	5人	4人	13人
長湫東	2人	4人	4人	10人
長湫西	3人	1人	0人	4人
長湫北	5人	5人	5人	15人
長湫南	0人	3人	3人	6人
市が洞	1人	0人	2人	3人
アスク	0人	0人	0人	0人
アイン	1人	0人	0人	1人
アート	0人	0人	0人	0人
合計	19人	21人	21人	61人

3 入所児の状況（平成31年4月1日）

(1) 症状

発達障がい（疑いを含む）	47人	発達遅滞	5人
身体	6人	ダウン症	3人
		合計	61人

(2) 手帳等の取得状況

療育手帳	12人	身体障害手帳	3人
通所受給者証	22人（うち9人は手帳所持者）		

4 保育内容

- (1) 対象児に対しては、個別の指導計画を作成し、それを基に保育を実施している。
- (2) 保育士は、まず遊びを通して子どもとの関係作りを行う。
- (3) 保育の環境面においては、子どもたちに一日の流れを絵で知らせたり、片付ける物や場所も写真や絵で知らせる。
- (4) 子どもと保育士との関係ができれば、保育士が間に立って友達へと関わりを広げていく。
- (5) 制作活動を行う際は、材料や道具を変えるなど子どもに合ったものを用意し、手順を実物で伝える。
- (6) どんな場面でも子どもができる方法を探り、友達の力を借りて保育を進めていく。

5 医療的ケアについて

(1) 事業概要

ア 医療的ケア

保育所等で医療行為（導尿・たん吸引等）を医師の指示に基づいて、看護師が実施する事業。

イ 対象児

居宅においても常時、医療行為を必要とする児童で、保育所において集団保育が可能であると認められる児童。

(2) 事業の経緯

平成31年度より、色金保育園で医療的ケアが必要な児童2人の受入を開始。看護師（臨時職員）を市で雇用し、医療的ケアを実施。

6 課題について

- (1) 保育園の入所時には保育士が全ての児童の面接を行うが、年齢が低いほど特性を判断することが困難。
- (2) 障がい児保育を実施していない0歳から2歳児クラスで特性のある児童が多くなっている。
- (3) 0歳から2歳児クラスで保育園に入所しても、加配の保育士が付かないため十分な保育をすることができない。